

第5回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会

開催日時	平成28年2月24日（金）午前9時15分から
開催場所	教育文化会館 5階ホール
議 題	(1) 開会 (2) 議題 ①守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）にかかるパブリックコメントの実施結果について ②守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）にかかる修正について ③守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）の概要版について (3) その他 (4) 閉会
出席者	委員 16名

(1) 開会

○出席人数

(議長) 本日の出席人数の報告を願う。

(事務局) 本日の出席者は定数20名中16名。

(議長) 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則第4条第2項の規定に基づき定足数に達しているため、会議は成立。

○資料説明

(省略)

(2) 議題

【守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）にかかるパブリックコメントの実施結果について】

(事務局) 「守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）にかかるパブリックコメントの実施結果」について説明する。

資料2、「守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）」の40頁にあり、平成28年1月18日に守口市長に答申後、1月21日から2月19日の30日間にわたり、「守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）」にかかるパブリックコメントを実施した。実施方法は広報もりぐち1月号および市ホームページ

ージに実施概要を掲載し、市内公共施設 17 か所に回収ボックスを設置、また、郵送、Eメール、FAXでも意見を受け付けた。その結果、Eメールにて1件の意見提出があった。

意見の概要は、41頁に記載してある。青少年の育成について、子どもや青少年の喫煙防止も重要だが、受動喫煙から守ることも重要であるとの意見だ。そのためには、受動喫煙の危害防止対策を講じ、保護者や妊産婦、家族等が喫煙している場合は禁煙を促す施策を講じることや、保護者の方への禁煙の啓発、講習等の実施、施設敷地内での全面禁煙の徹底・遵守や施設外でも催し等での全面禁煙、受動喫煙の危害リスクのある施設等へ子どもや未成年者、妊産婦が同伴し立ち入らせてはいけない旨の義務づけ、このような社会環境を作っていくための抜本的施策を国への要望も含めて講じてほしいといった内容である。

市としては、市立小・中学校の授業において、本人の喫煙防止はもちろん、喫煙による健康被害についても指導しており、未成年者に対しても、喫煙による健康被害等への周知や禁煙を希望する市民への禁煙外来等の支援も行っており、今後も、関係機関等と連携し、喫煙の健康被害や受動喫煙防止についての周知、啓発を講じていきたいと考えている。

そこで、今回パブリックコメントの意見をもとに計画（案）に一文追加してはどうかと考えている。19頁の「施策 No. 42 非行防止教室の開催」の上段の後半部分、「また」以降の文章で、市立小・中学校の授業において、本人の喫煙等による少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行っているが、それ以外にも授業において、喫煙や受動喫煙が健康に与える影響についても周知・啓発を行っている旨の追加である。

(議長) パブリックコメントに対して、Eメール1件だけである。通常のパブリックコメントに比べると、少ないという状態である。内容に関してどう取扱うかだ。内容としては、基本的には受動喫煙に対する防止の施策が不十分でないかというご意見だ。それを、この分冊でどういう風に取り扱っていくかが問題になると思う。市としては、説明があったように、19頁のところに一文を入れるかたちを取ってはどうかというのが、事務局側の原案だ。

受動喫煙に対する意見があったということ、どう取扱うか。ある意味ではごもっともな意見だから取扱うのか、これを無視するのか。その辺いろんな問題があると思うが、何か意見があるか。

(委員) すごくごもっともな意見であるし、守口市の考え方もこの通りだと思う。このパブリックコメントの5.の扱い方だが、1.から4.をずっと書いてきて、最後、5.でまとめている。上記のような社会環境を作っていくための抜本的施策を国への要望も含めて講じてほしいというようなことで、国への要望という言葉を出しているが、それに対しては、今後行う機会はあるのか。

(事務局) 現在、国への要望の機会としては、いくつかある。全国市長会とか、あるいは各政党への要望事項ということで、市町村から要望を上げる機会がある。ただ、今まで受動喫煙の防止ということに焦点を絞った要望を守口市の方から掲げて

いるというのは記憶にない。ただし、健康増進法もあり、各施設敷地内全面禁煙、あるいは、分煙というかたちで受動喫煙が起らない状況を作っていくというのは、市としても推進しており、そういう機会を捕らまえて、要望活動等あれば、その中にこういった趣旨も踏まえて何らかの策を講じてほしいといったような要望をお願いしていくことは可能でないかと思う。

(議長) 他に意見あるか。このパブリックコメントはこの次世代の枠を超えた部分までの要望だと思う。そのため次世代の部分で、このパブリックコメントに対する意見に対して、どこまで応えるかということが問題になる。結局は先ほどの5.にしても、社会環境ということになると、もっと広い範囲になってくると思うし、事実、労働安全衛生法が改正となって、受動喫煙にもかなり取り組み始めている。この場だけで議論できることだけではないと思う。この会議としては一応受け入れるというかたちで、この会議の範囲でどこまでやるのかというスタンスでやっていけばよいと思っているが、それでよろしいか。

そうした場合に、この会議の対象である次世代という枠の中でどういう対応をするかということになってくると思う。そうなった場合に、先ほどの事務局側からの原案として、19頁のところの一文入れるということだが、ここだけでいいのかという問題と、この文章自体がどうなのかという問題がある。

どこか他に、受動喫煙のところを入れる場所について提案があるか。

質問だが、次世代の部分で公共施設に関する記載はどこかにあるか。本編になってしまうか。

(事務局) 本編にある。ただ、本編54頁の、施策No.58、59、再掲の22、60といったところに、子どもの安全確保という推進項目があり、ハードに関するものがある。例えば、教育・保育施設の耐震化とか、公園遊具の更新というような、事故を未然に防止する様な意味での安全の部分である。もし入れるとするならば、健康を守るための、広い意味での安全な施設整備や施設のあり方、書くとすればこのあたりが1つあげられるかと思う。それと、母子の健康ということで施策目標の1.になるが、同じく本編の42頁以降に、子どもと母親の健康確保という推進項目があり、項目としては、この辺に、例えば受動喫煙防止とか、いわゆる健康面からのアプローチ、施設面からだと先ほどの所で、健康面からだとこちらの方が該当するのかと考える。ただ、両方とも今回の分冊で取り扱う範囲には入っておらず、特殊なかたちでここだけを捕らまえて、稿を起こしにいくと、他の部分でいろいろとでてくるかと判断して、今回当審議会では取扱っている分冊の内容からいくと、こういった小・中学生に対する喫煙防止というあたりの指導であるとか、そこに、周知、啓発というような盛り込み方をしたらよいかということで、提案している。

(委員) 「非行防止教室の開催」ということで、19頁にあるが、この中に色の付いた部分を入れるということだが、非行防止教室の中では、喫煙等の少年非行を未然に防止することを目的ということで行っている。非行防止教室というのは実際やっているのは警察の少年係がやっている。当然喫煙、タバコは法律でダメだ、とい

う指導もするし、依存性があり、体に害があるということを言う。そこから発展して、更には今は少ないがシンナーや、薬物、ドラッグに移行していく、入口は一番手に入りやすいタバコだという話もする。だから、この受動喫煙というのは先ほどからもあるように、健康面の問題なので、非行防止教室という意味合いではちょっとピントがずれるのではないかと思う。

(議長) 今の意見にあったように、健康という切り口でいかざるをえないと思うが、そうした場合に、次世代の中での健康ということを考えた場合にどうするか。

(事務局) ただいま委員から指摘があった、非行防止教室の中では、受動喫煙までは少しピントがずれるという話だが、確かに、非行防止教室の目的は、あなたがやってはいけない、あなたの周りにもそういうがあるので気を付けなさいということになる。今回、この事業に記載した趣旨としては、子どもたちが成長した時に、周りに、例えば、法律上タバコが吸えるという状況になっても、受動喫煙ということがあるので、そういうことも含めてしっかり今のうちに認識をしておくというようなことも含めてここに書いたらどうかという考えだ。ただ、どうしてもピントがずれるということであれば、22頁のところ、推進項目で、子どもを取り巻く有害環境対策の推進という項目がある。この趣旨としては、いわゆる情報系、いろいろな情報が氾濫していて有害な環境になっているということで、物理的に有害な環境という捕らまえ方は少ないが、もし入れるとしたら、ここかとは思ふ。ただし、受動喫煙ということだが、受動喫煙そのものを取ってみれば有害と言えるかもしれないが、喫煙全体に対して、有害だという言い方になってしまうので、そのあたりは会としてどうなのかというのがある。

(委員) 先ほど、非行防止教室は、警察の方が行っているということだが、「施策 No. 41 薬物乱用防止教室」というところで、受動喫煙とか、タバコの害ということではDVDを子どもたちに見せたりしているということで、No. 42に入れていただいた文を、No. 41の薬物乱用防止教室の方に入れた方がいいのではないかと感じるがいかがか。

(議長) 皆、意見はどうか。事務局サイドとして、実際の薬物乱用防止教室の実態はどういうかたちになっているかというのがあればと思うが。

(委員) 薬物乱用防止教室の開催については、No. 41の下欄である。ライオンズクラブが中心になって、また、更生保護女性会の方とか保護司の方々が中学校へ来てくれているが、薬物乱用防止教室という形で開催している。上欄は学校の話で、保健の授業の中でこういう形を教師の方が行っていたりするので、上の段に入れる分にはいける気がする。ただ、事業・取組み名称が薬物乱用防止教室の開催になっているので、そこがもう全部含めてしまうのかどうかだと思う。受動喫煙については、青少年までを対象に子どもたちに話をするなら、タバコは体によくないという話になってくるし、近くでタバコの煙を吸うというのは体に悪いという話になってくると思う。それ以上の事は、次世代ではやりにくい。敷地内は禁煙だ、どこどこは禁煙だという対象ではないかもしれない。今の話を聞くと、入れるならNo. 41の上の欄のところか。受動喫煙という言葉でなく、喫煙の身体に

与える影響とか害とか、そういうことをむしろしているのかと思う。

(委員) 非常に難しい、デリケートなところだと思うが、子どもの教育施設においては19頁に書いてあることを行うことが、ひいては、パブリックコメントに出てきていることに繋がっていくということを、早くからいっくら熱心に教えたところで、子どもは成長していくので、やはり年齢が上がって行って分かっていくことと、幼い時から言われていても分からない事とがあると思う。そこを的確に学年・学年できちんと喫煙とか薬物は怖いということをきちんと教えていく。自分が吸うことが周りに迷惑を及ぼすということを19頁に書いてあることに、一文入れるということで、済むのではないかと。非行や薬物乱用は、年齢が大きくなるとどんどん大きくなっていく。年齢が少ない、小さな子は、いきなりそういうことになることは少ないので、やはりその年齢に合わせた指導ということを踏まえる必要がある。パブリックコメントをもらったことは、とてもきちんと書かれているが、これをどこにはめていこうかということで、あまり悩み過ぎると、今度は、これを指導する側の方も非常に困惑すると思う。受動喫煙というのは、例えば、周りでタバコ吸っている人の側に行くことだけでも、それは煙というのは害だということを小さい子には教えているが、やはり、幼稚園でもそうだが、僕のパパは吸う時はベランダに行かされるとかいうことを言っている子がいる。家で母親が言っているということで、年齢に合わせた指導がとても重要で、先ほど言われた一文を入れるということでいいのではないかと。

例えば、19頁のところ、授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用を防止することを目的とした指導を行っているという。ここの中にも、タバコも煙害があるということを知らせるということを入れてはどうか。

(議長) No. 41 に入れると。

(委員) はい。パブリックコメントの、こんなにたくさんの事を一度にどこかに入れるというのはちょっと無理だから。タバコ自体もシンナーとかそういう薬物と関連して薬害があるということをきちんと教えておく。それだけでもすごく効果があると思う。

(議長) 事務局に質問だが、受動喫煙というのは主の窓口どこになるのか。

(事務局) 規制庁というのは特にないが、問題の性質からすれば健康推進課が該当する。市民への周知、啓発について担当しているのは健康推進課だ。

(議長) その課は全ての世代を対象としているか。

(事務局) その通りである。

(委員) 本編の49頁に記載のある「No. 40 喫煙防止教室の開催」で、次期次世代育成支援行動計画で検討と書いてある。分冊の18頁の推進項目4. のところに書いてあるが、『「喫煙防止教室の開催」については、「施策 No. 42 非行防止教室の開催」と統合したため、No. 40 は欠番とします』となっているので、やはり No. 42 にあった方が自然ではないかと思うが。

(議長) だから、最初の事務局の案として、No. 42 に入れた理由の1つは、ここの文章があって、統合しているからここへ入れたという感じがする。もしも、No. 41 に

入れるのであれば、この文章も修正しなければならない。

(委員) しかし、本編に書いてあるのを含めると、やはり No. 42 にある方が流れるには一番自然かと思うが。

(議長) 自然か、もしくは No. 40 を復活させるか。

今、個人的に考えていたのは、No. 44 か No. 40 か、欠番があるので、ここへもう放り込んでしまって、欠番の No. 40 を復活させてそこへ入れてしまう。結局、受動喫煙の場合、問題になるのは、本人とか次世代の子どもたちに教育をすることと、もう1つは、次世代の子どもたちが衛生的に安全な環境を作るということを、大人がしなければならない。だから、対象となるのが大人である場合と、子どもである場合と両方含めてしまう。ここへ、No. 41 に入れようが No. 42 に入れようが、結局はそれは子どもに対してのものだけが残ってしまい、大人に対してその環境整備という場合、その環境整備は、もう既に行われていると思う。例えば、小・中学校はもう完全に禁煙になっている。これから例えば、公園とかオープンスペースをどうやって禁煙化していくかなどが議論となる。今、公園は喫煙しても大丈夫か。

(事務局) 大丈夫だ。

(議長) そういう問題も含めているので、そういうところをどうするかという問題になってくると思う。もう、No. 40 を復活させて、喫煙教室プラス環境を作るところで、おそらくそこは担当課は健康増進課になると思う。

(事務局) ただいまの話だが、今、現行の分冊の No. 41 から No. 45 までがある項目の推進項目名が思春期保健対策の充実となっているので、ここは基本的には子どもというか、若い人たちに対しての、行動をどう書くかということなので、全体的な施設の流れをどうするかとか、そのあたりについてはちょっと対象外となる。

(委員) 喫煙防止教室は、昔あったが、今は、喫煙防止教室という形ではしていない。昔はよく中学生がタバコを吸ってたむろしていたということはよく見かけたと思うが、今はほとんど見かけないのではないかな。ただ、タバコから、例えば危険ドラッグに入っていくとも考える。パブリックコメントの意見というのは、健康への害の話をしていて、受動喫煙と喫煙とは意味が違うところがある。それをどう捉えるかだ。だから、受動喫煙についても子どもに未成年の喫煙を防止するという形で捉えるのであれば薬物乱用防止教室の上の方に、今記載しているような「市立小・中学校の授業において、喫煙防止、また、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止することを目的とした指導を行っていきます。」というように形でおさめてしまうのか。「授業において、喫煙が身体に与える影響、喫煙が身体に与える害を教えるとともにシンナー…」という風にするのか。パブリックコメントを非行として捉えるなら、非行防止教室のところに入れるという話もある。パブリックコメントをどう捉えるかだ。

(委員) このパブリックコメントを読むと、どちらかという喫煙する保護者や、施設に禁煙を促してほしいみたいな、そういう方に重きを置いている意見のように聞こえる。そう考えると、やはり 22 頁の「推進項目 3. 子どもを取り巻く有害

環境」のほうで答えを出していった方がいいと思う。

(委員) 先ほど意見を言ったが、パブリックコメントは、非常に細やかにいろいろなことを書いてあるが、これを盛り込むというのは、先ほどから何度も言われているが難しい。どのようにこれに対応するかというところで、悩みだすとあっちにもこっちにも関係してくるので、私も、先ほどNo.41と言ったが、No.42にも、受動喫煙等の少年への非行を未然に防ぐという一文も入っているし、このパブリックコメントに重きを置いて、あっちもこっちもどうしたらいいと悩むことよりも、むしろこういうコメントがあるということ、深く感じてもらえるような何か一文を入れたものを、この冊子ではなくパブリックコメントとしてこういう意見が出ていたということをつけるということがいいのではないか。

(議長) 分冊には、パブリックコメントを資料編として載るから、その時点で、パブリックコメントがこういうのがあったというのは周知されると思う。これに対する、守口市の考え方のところの文章を修正することによって対応するという考え方もあると思う。確かに、このパブリックコメントは、次世代の人に対してでなく、周りの大人に対しての意見が圧倒的に多いと思う。だから、施設面とか、そういうところになると思う。だから子どもの時からきちんと教育していないと、大人になって、結局は周囲に迷惑をかけるということになってくるので、子どもに対する教育もその一部だから、そこへ入れておいた方がいいと思う。そうした場合には、全部対応していたらしょうがないので、どうにかたちで対応して、市としてどうするかという方針になると思う。例えば、案としては、文を修正しなければならなくなるが、18頁は少し修正する必要があると思う。No.41に一文を放り込んで、No.42はそのままの文章にして、後は、このパブリックコメントに対する文章を、このままするかどうかというところだと思うが、皆さんのご意見はどうか。

例えば、41頁の守口市の考え方は、現状だけを書いているのではないか。今後、市としてはどうするかというところは、何か書ける文章があるか。

(事務局) 各施設で、パブリックコメントの内容を見ると、これは公立の施設、公営の施設だけではなくて、人がたくさん集まる場所、あるいは、子どもや妊産婦がいるような場所と受け止めるが、残念ながら、市としてはそこまでの対策は講じてきていないのが現状だ。ただ、先程から言っているように、健康推進課で、受動喫煙が非常に有害であるというかたちで、そういう周知は行っているの、そういうかたちの、いわゆる健康に対する影響についての周知は、引き続き今後もやっていく。ただ、施設での全面禁煙とか、あるいは、分煙とか、いわゆる行政上の指導というのは、現在のところは、法令に基づいたもの以外はしていないというのが現状だ。それも、これから例えば、受動喫煙防止のために分煙室を作るとか、そういったような措置をするために、例えば、建設経費とかそういうのがかかってくるという場合においても、その分の経費負担というのはなかなか難しいと考えている。

(委員) パブリックコメントの中で、こちら側が唯一扱えるものは、1、2、3、4、

5の中の、2.だ。青少年の、子どもたちへの指導、啓発という分野においては、扱えるものだと思う。1.は、健康推進課が妊産婦等の講習の中で、受動喫煙の問題とか、喫煙の胎児に与える影響などの話をしていると思う。2.も実はやっている。保健の先生とか各先生がタバコの害については言っている。もし、パブリックコメントをどうしても入れる必要があるのであれば、2.のところで、喫煙の、ここで喫煙防止教室は今はしてないということで、それが大切かどうかという微妙だが。一文さらっといれたらどうか。19頁のNo.41のところに、啓発の分野においてなら、市立小・中学校の授業において、喫煙が身体に及ぼす害や、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止することを目的とした指導を行っていきます、というかたちではどうか。3.と4.というのは相当広い話になってしまうので、ここを取扱うことは、この時点ではできないということではないかと思う。

(議長) 私自身も、それでいいと思う。施策No.41にあっさり入れて、施策No.42の中にもうすでに喫煙の非行を未然に防止するというのは書いてあるから、これはこのまま、そこだけで十分と言えれば十分だと思うので、健康に関しては、施策No.41に足すというかたちで、どうかと思うが、皆さん意見はあるか。施設面とかそういうのは、要はここに入れる項目としては問題があるという感じだが、皆さん意見はあるか。よろしいか。

それでは、そういう風にしてもらえるか。

(事務局) 了解した。

【守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）にかかる修正について】

(事務局) パブリックコメント以降に事務局での確認作業の中で、文言の修正を行った部分について、簡単に説明する。

まず、表紙について。前回の会議で、表紙については、この分冊は、小・中学生など、本編である守口市子ども・子育て支援事業計画と比較すると、少し年齢層が高い子どもも対象範囲に含まれているため、本編の表紙にある就学前子ども3人の後ろに小学生ぐらいの子どもを付け足す形で考えていると、前回説明したが、そのイメージ図が今回の表紙になる。後ろのランドセルを背負っている小学生の子どもを追加し、計画名に（分冊）を追加したかたちの表紙とする予定。

次に22頁の「施策No.66 書店・コンビニ・商業施設等の立入調査」の2行目から3行目にまたがる大阪府の担当課の名称について府に確認したところ、課の名称が青少年・地域安全室だったことから、当初、青少年・地域安全課だったものを変更した。

次に、30頁の補遺について。当初、不妊治療については助成対象外だったが、庁内で検討した結果、不妊検査に加え、不妊治療に要する費用の一部も助成対象とすることとなったため、4行目以降を「不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を…」というかたちの変更をした。

次に35頁について。これは、前回の会議で、本編・分冊を通じて最終的に合計いくつの事業・取組みを掲載しているかが分かる内容のものを第3章と資料編の間に追加する予定と説明した。本編では105の事業・取組みを掲載しており、分冊では、当初、30の事業・取組みを審議する事となっていたが、統合を行った事業・取組みや、新たに追加した事業・取組みがあったため、このような内容の頁を追加した。結果としては、統合を行って削除した事業・取組みが3つ、新たに追加した事業・取組みが3つで、分冊に掲載する事業・取組みとしての総数30の数は変わらない。そのため、本編・分冊を通した「守口市子ども・子育て支援事業計画」に掲載のある事業・取組みの数としては135のままとなる。

次に資料編38頁の、2.「守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会」委員名簿。第1号から第7号委員までの委員の適用区分及び内訳については、守口市附属機関条例第2条第1号の規定によるものであることから、表の下に注意書きとして、その旨の文言を追加した。

最後に、参考資料1の用語集について。こちらは、前回の会議で説明したが、その後、各委員から追加してほしいという要望があったので、18番の「子育てバリアフリー」と3頁目の48番の「パブリックコメント」の文言を今回新たに追加して示している。

(議長) いくつか細かいことがあるが、まず、表紙はこれでいいか。

(委員) 青年期までを対象にしたりするのであれば、中学生がいらない。学齢期で終わってしまっているのも、もし次世代という捉え方をすると、中学生高校生になるので、お兄ちゃんお姉ちゃんが必要になってくる。ランドセルはまさに小学生だ。また考えてほしい。

(議長) ランドセルを外すか。中高生ぐらいの子を両脇に足せとか。どんどん人数が増えていくと思うので、一番揉めるのはここだと思う。後は、文言の問題だと思うので、課を室に変えるとか、それはしょうがないと思うので、そのへんは揉める必要もないことだと思うので、一番修正で揉めるのが、ここだと思うが、事務局サイドはどうするか。

(事務局) 表紙についてだが、例えば、後ろに二人いる、例えば、男の子のランドセルを背負っている部分を消して、中学生が対象になるかたちで入れたらどうかと。

(委員) イラストは、きっと、探したらあるのかもわからない。もうなかったらしょうがないと思うが、中学生というか、高校生もそうですが、学生服、ブレザーの男の子と女の子が、この小学生の横にでもいるとか、そうすることができればと。きっとこれは、ワンパッケージのイラストだと思うので、触るのは難しいとは思う。事務局で考えてほしい。

(議長) 考えてもらえるか。よろしいか。後は、文言の問題とか、予算のからみで、不妊検査だけだったのが不妊治療も拡大したとか、そういう文言なので、この辺は何かまとめて意見があれば。ないか。

(委員) 今日の母親たちは、意外と中身を見ないで外を見て、中の推察をする方が多

いので、できれば今言われたように、2人少し大きい方を入れて、中を読めば、すごく細かい年齢までの事をきちんと書いてあって分かるのだが、だいたい最近の保護者の方は、表だけ見て決める方が結構いるので、そうしてくれるとありがたいと思う。

(議長) わかった。

【守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）の概要版について】

(事務局) 前回の会議でも説明したが、今回の分冊でも概要版を作成し、子育て家庭等への配付を考えている。概要版の位置づけとしては、守口市の子育て家庭や、これから子どもが生まれるような家庭で、子育てガイドブックとして活用できるような24ページ程度の冊子を考えている。現在事務局で作成中で、掲載をする事業を行っている担当課と文言などを調整中である。そのため、今回示す、資料3、「守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）の概要版（案）」の、表紙を1枚めくってもらって、A4の2枚の目次と掲載イメージが1枚、A3 14枚からなる事業ごとの説明と、最後に別紙としてA4 1枚ものの説明資料というかたちになっている。A4の枠の3枚の資料については、前回会議で示した構成と変わっておらず、出来上がる概要版では、最初の1頁2頁が目次的な頁として活用してもらう形となる。A3資料の見方としては、左側に大まかな分類、例えば、「妊娠がわかったら」とか、「赤ちゃんが生まれたら」などで分類し、分類ごとの事業名称を記載している。その横に、事業の担当課、対象者があり、一番右側に掲載する文章案を記載している。前回会議で意見があったように、各担当課の連絡先については、概要版の後ろに一覧としてまとめるのではなく、A4の3枚目の各事業の説明文の後、もしくは、担当課の横に、電話番号、連絡先というかたちで掲載する予定としている。事務局で担当課と調整し、最終的な形が出来上がった際には、委員に改めて示す。その後、印刷・製本し、来年度当初をめどに、各子育て家庭等に配付を行いたいと考えている。概要版は、あくまでも市民の方が直接サービスを受けることのできるものを中心に掲載する方向で考えている。

(議長) まだ、概要版がきちんとしたかたちのものができていないので、なかなか議論できないと思うので、何か要望等があれば、あるか。

本編の概要版と同じような形を作るイメージでよいのか。

事務局) 本編の概要版については、計画本編全体の本当に概要というもので、その趣旨とか、あるいは法律上、「子ども・子育て支援事業計画」の中に書くことが義務付けられている、いわゆる、量の見込み、確保方策といったような、数値について書いている。真ん中に見開きのところに、地図、施設の名称等、それと、緊急時の連絡先などを掲載し、使いやすいパンフレットの要素を加えて作っているが、今回想定している概要版というのは、いわば子育てガイドブックとして使える、そういうものを想定している。従って、教育保育に関する量の見込み、確保方策といったような数字を羅列したような頁は載せない、また、本編の趣旨とか、あるいは、全体の構成とか、そういったものを載せずに、あくまでも、家庭で便

利帳のように使ってもらえるような概要版を目指す、ということだ。

(議長) 本編の概要版でいけば、最後の9頁、10頁みたいなどころをかなり拡大した形の、こういうものを拡大した形のものに近いような形を目指すということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) これは、お金がかかるので、すぐには無理だと思うが、実は、一番情報が全ての悩んでいる方に届くのが、スマートフォンだ。皆、持っていて、こういうものが、例えば、市のホームページにスマートフォンからアクセスしたら、スマートフォン版が見られたらいい。連絡先がすぐにわかったりという風なものが。お金がかかる、それを作るために外注してお金取っていかないといけないという話なので、すぐには不可能だと思うが、きっと冊子的なものは、配って、もうそこで終わってしまうことが多いので、何か、全ての守口で子育てをしている方々がパッと見られるようなものがあれば、とてもいいと思うので、検討してほしい。2年後でも結構だ。絶対にプラスになるような気がする。

(議長) それに加えてお願いは、2次元のバーコードだ。

(議長) 今、スマートフォンで写真を撮ったら、そこにバーコードがあれば、そこへ、ホームページへ飛べるようになっている。QRコード。

(事務局) ただいま委員、会長の方から、いわゆる電子情報として手軽にスマートフォンで見られるようにという趣旨。この点については、概要版が出来上ったらその頁・頁をPDF化して、スマートフォンとか、あるいはインターネット等を通じて、広げてでも見てもらえるように。内容については、概要版といいながら、かなり、詳細にわたった記述もあるので、バランスをとりながら、最終的には、詳細については、担当課へ聞いてほしいという、ちょっと一部の手をわずらわしながら、措置も取りたいと思うが、基本的には、いろいろなところからどこでも見られるようにしていきたいと考えている。

(委員) スマートフォン版を作ってもらいたい。きっと、広げてというのは大変な作業になるので、その為にはお金がかかるので、まずはそこからスタートして、スマートフォンが一番情報のツールになってしまっているの。

(議長) 何か他に意見があるか。最終的に、その概要版を前もって委員にという話だったが、それはいつを目標にしているのか。

(事務局) 3月の上旬ぐらいには。中旬には、印刷原稿という形で発注に出さないといけないので、そんなに長い間時間は取れないが、もし何かあれば駆け込みで反映できるようにできるかぎり努力したいと思う。

(議長) 印刷所に回すデッドラインはいつか。

(事務局) だいたい3月の3日、4日ぐらいになると思う。今の現行の任期が終わった後になるかもしれない。ただ、申し訳ないが、ここまで付き合ってもらっているので、もし万が一、何かあればということで、別に強制とかそういうのは一切ないので、そういうかたちで見てもらえればと思う。

(議長) あわただしくなるかもしれないが、1週間ぐらいは余裕あるか。

(事務局) 1週間はない。

(議長) わかった。そういう状態だそうなので、一度目を通してもらって何か意見があれば、事務局の方をお願いします。一応これで、予定していたものは終わりだ。

(事務局) 懇話会委員へのお礼を述べる。

(議長) 本日の案件はすべて終了した。平成28年2月の末をもって委員の任期が満了となる。5回の懇話会をして、活発な議論をしてもらい、運営に協力していただいたことに対し、感謝している。それではこれでこの会を終わらせてもらう。

(3) 閉会